

令和 7 年 3 月 6 日
総務部職員課

公益的法人等への江東区職員の派遣等に関する条例の一部改正について（概要）

1 趣旨

職員の派遣先団体の追加に伴い、規定を整備するため、条例の一部を改正する。

2 改正の概要

職員を派遣することができる公益的法人等として、新たに独立行政法人都市再生機構を加える。

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

公益的法人等への江東区職員の派遣等に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条 (略) (職員の派遣)</p> <p>第2条 任命権者は、次に掲げる団体との間の取決めにに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員(次項に定める職員を除く。)を派遣することができる。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p style="text-align: right;">(加える)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第3条～第7条 (略)</p>	<p>第1条 (略) (職員の派遣)</p> <p>第2条 任命権者は、次に掲げる団体との間の取決めにに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員(次項に定める職員を除く。)を派遣することができる。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p><u>(9) 独立行政法人都市再生機構</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p>第3条～第7条 (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">この条例は、令和7年4月1日から施行する。</p>